

諮問日：平成30年5月24日（平成30年度（最情）諮問第6号）

答申日：平成30年10月19日（平成30年度（最情）答申第38号）

件名：最高裁判所の入庁方法に関する文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所の入庁方法に関する文書（昨年11月に変更した経緯などがわかる文書）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、そのうち別紙記載1及び2の文書（以下「本件対象文書」という。）の一部を不開示とし、別紙記載3の文書を全部不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年4月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所庁舎は、国有財産である。原判断は、なぜそのような入庁方法をとるのかなど、入庁者が知るべき情報を知る機会を奪うものである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所では、庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要があるため、警備員を配し、一般的に公開されている法廷等を除いて許可のない者の入構を禁止している。本件対象文書中の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）には、入構方法に関する具体的な運用が記載されており、これらの情報を公にすると、警備レベルの低下を招くこととなり、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるから、これらの情報は行政機関の保有する情報の

公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年5月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は本件不開示部分を開示すべきである旨を主張するものと解されるところ、本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、最高裁判所の各門における入構方法に関する具体的な運用が記載されていると認められる。このような記載内容に照らせば、本件不開示部分を公にすると、警備レベルの低下を招くこととなり、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 「最高裁庁舎の入構方法の見直しの概要について」と題する書面
- 2 「最高裁庁舎における入庁者の整理について」と題する書面
- 3 警備員マニュアル